宮崎県食品開発センター
「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に関する規程

（目的）
第１条　この規程は、宮崎県工業技術センター及び宮崎県食品開発センター（以下「センター」という。）において、平成 19 年 2 月 15 日付け 18 文科科第 829 号の同局長通知「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（平成 26 年 2 月 18 日改正）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、公的研究費による研究における不正行為防止に必要な体制を整備することを目的とする。

（定義）
第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
（１）「公的研究費」とは、ガイドラインの別紙に示された制度、その他、国の各省庁が所管する競争的研究資金制度をいう。
（２）「最高管理責任者」とは、センター全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者をいう。
（３）「統括管理責任者」とは、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理についてセンター全体を統括する指導責任と権限を持つ者をいう。
（４）「コンプライアンス推進責任者」とは、統括管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、不正等の未然防止、業務の適性化及び効率化に関して、実務上の責任と権限を持つ者をいう。
（５）「コンプライアンス推進副責任者」とは、コンプラインアンス推進責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、それぞれの部（食品開発部、応用微生物部）を統括する実務上の責任と権限を持つ者をいう。

（体制と役割）
第３条　最高管理責任者には、センター所長をもって充てる。
（１）最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定及び周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じなければならない。
（２）最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
２　統括管理責任者には、企画・デザイン部長をもって充てる。
（１）統括管理責任者は、不正防止対策において、センター全体の具体的な対策を実施し、実施状況を確認するとともに、その状況を最高管理責任者に報告しなければならない。
３　コンプライアンス推進責任者には、管理課長をもって充てる。
（１）コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、各課および部における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、その状況を統括管理責任者に報告しなければならない。

（２）コンプライインス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全てのセンター職員に対し、コンプライインス教育を実施するとともに、適切に管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導しなければならない。

４　コンプライアンス推進副責任者には各部長をもって充てる。

（１）コンプラインアンス推進副責任者は、コンプラインアンス推進責任者の指示の下、それぞれの担当における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、その状況をコンプライインス推進責任者に報告しなければならない。

５　センター職員は、公的研究費の使用にあたり社会に対して説明責任があることを十分自覚し、別に定める「宮崎県工業技術センター等における公的研究費の使用に関する行動規範」を遵守しなければならない。

（相談窓口）

第４条　公的研究費の事務処理に関する相談窓口は、次の各号のとおりとする。

（１）経理及び出納業務に関する相談窓口は、センターの管理課に置く。

（２）申請・報告および使用に関するルール等の相談窓口は、センター企画・デザイン部に置く。

（不正防止計画の策定及び実施）

第５条　最高管理責任者は、公的研究費に関わる不正防止の総合的な推進を図るため、具体的な不正防止計画を別途策定することとする。

２　最高管理責任者は、必要に応じて不正防止計画を見直すものとする。

３　最高管理責任者は、企画・デザイン部に防止計画推進部署を置き、自ら率先して不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

（公的研究費の管理）

第６条　公的研究費は研究者に代わってセンターが運営・管理するものとし、経費に関する事務はセンター管理課が所掌する。

２　経費に関する事務は、宮崎県財務規則に基づいて執行するとともに、関係法令及び文部科学省等が定める補助金に関する各種の規程等を遵守しなければならない。

３　公的研究費により購入した設備、備品、図書等はセンターに属するものとする。

（内部監査の実施等）

第７条　公的研究費の適切な運営・管理のため、内部監査を実施する。

２　内部監査は、最高管理責任者が任命した職員と防止計画推進部署が連携して行うものとする。

（通報窓口の設置）

第８条　センターに、センター内外からの公的研究費の不正使用や不正経理、及び研究の不正行

為等に関する通報窓口を設置する。

２　通報窓口の責任者には、統括管理責任者をもって充てる。

３　通報を受けた場合にあっては、「宮崎県外部公益通報制度実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、センターを所管する人事担当課に報告する。その後の処理は要綱に基づいて行うものとする。

４　前項により不正があるとされた場合には、最高管理責任者は、是正措置及び再発防止措置をとらなくてはならない。

（不正行為に対する処分）

第９条　前条第３項により不正があるとされた場合には、宮崎県知事が懲戒処分を行うものとする。

２　最高管理責任者は、不正行為に関する調査結果と処分内容を、速やかに文部科学省及び関係機関に報告するものとする。

３　不正行為に関与した業者に対しては、「物品買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱」に基づき処分を行うものとする。

（その他）

第１０条　この規程に定めるもののほか、公的研究費による研究における不正行為防止に関し、必要な事項は、センター所長が別に定める。

附　則

この規程は、平成 27 年 3 月 27 日から施行する。